

議 第 4 号

郵政改革関連法案の速やかな成立を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

あまねく全国に展開する郵便局には、人口減少、市町村合併等を背景に、市役所・町村役場の支所、農協、診療所といった地域住民の日常生活を維持するための拠点が減少する中、郵便局ネットワークを活用して、自治体業務の代行等、公的基盤としての役割を担うことが期待されている。

郵政民営化法が施行されて17年が経過する中、いわゆる「郵政三事業」のうち、銀行及び生命保険の金融子会社の業績が堅調な一方、郵便物数の減少及び人件費高騰で、郵便事業は業績が大きく悪化し、地域住民の大切な財産である郵便局ネットワークを維持することが困難な状況になりつつある。

国は、こうした状況の転換を図り、経営環境を改善するため、持株会社の日本郵政株式会社及び子会社の日本郵便株式会社の統合、法成立時に完全売却して民間会社にすることを求めた金融子会社2社について親会社が株式を継続保有して金融子会社との関係強化を図ること等を内容とした郵政改革関連法の改正を目指しており、地域住民の利便性向上及び安全・安心の拠点として郵便局ネットワークを維持するためにも、速やかな法改正が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、郵便局ネットワークを確実に維持するため、郵政改革関連法案を速やかに成立させるよう強く要請する。